

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	小規模企業者等設備導入資金貸付制度における 貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税措置		
税 目	法人税（法人税法施行令第5条第1項第1号ロ、同第3号又、同第4号ハ）		
要 望 の 内 容	<p>(1) 対象者 都道府県の貸与機関（中小企業支援センター等の財団法人）</p> <p>(2) 要望の内容 現在、貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業については、法人税法施行令第5条（非課税の範囲）により非課税措置（収益事業からの除外）を受けているところである。 今般、地方分権改革推進計画により、小規模企業者等設備導入資金助成法第12条（「事業計画」の規定）の規定が削除されるが、貸与機関の事業の実施方法は基本的に変更がないため、同条同項に規定する「事業計画」を引用する法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）につき所要の改正を行い、現行の非課税措置が継続されるよう要望する。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(- 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月22日法律第115号。以下「助成法」という。） ・ 政策目的 本制度は、信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を支援して小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進することを目的としており、助成法に基づき、各都道府県の貸与機関を通じ、設備資金の無利子貸付け及び設備貸与を実施しているものである。 また、貸与機関の法人税申告等に係る事務負担を軽減し、貸与機関における事業の省力化することにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に関する情報の提供及び助言を行うという貸与機関の本来の事業の充実を図ることとしている。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業について、国又は県が直接行う場合は、一般的には、専門的知識の蓄積や債権管理面についての限界もある。 こうしたことから、利用者の利便性を向上させるとともに専門的知識の蓄積を図ること、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に係る無利子貸付けを含む設備導入の資金負担の軽減や必要な情報提供等の見地から、引き続き貸与機関に当該事業を行わせる必要がある。 		

新設・拡充又は延長を必要とする理由

・ 地方分権改革推進委員会の第3次勧告（平成21年10月7日において、国の義務付け・枠付け見直しの一つとして、助成法第12条第1項に規定する「都道府県の事業計画の作成」については、廃止又は「できる」規定化等、とされたところ。

これを受けて、今般、地方分権改革推進計画で「都道府県の事業計画の作成に係る規定（第12条第1項）は、廃止する。」ことが閣議決定された。

助成法第12条の規定の削除に伴い、同条同項に規定する「事業計画」を引用する法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）につき所要の改正が必要となる。

すなわち、同施行令の規定は、助成法に基づく貸与機関が行う下記事業に係る税制上の手当（収益事業からの除外）を規定し、当該手当の範囲を小規模法第12条第1項に規定する「事業計画」に係る事業に限定しているもの。

・ 設備貸与事業

物品販売業：施行令第5条第1項第1号

物品貸付業：施行令第5条第1項第4号

・ 設備資金貸付事業

金銭貸付業：施行令第5条第1項第3号

その趣旨は、貸与機関は、都道府県が所管する公的機関であり、助成法に基づく設備貸与事業及び設備資金貸付事業を実施する機関であることを踏まえ、助成法の推進の観点から、助成法で定める事業に限って税制上の手当をしているもの。

したがって、今般、地方分権改革推進計画に基づき助成法第12条第1項（都道府県の事業計画の作成）を廃止した後も、引き続き国として助成法を推進し、貸与機関が助成法に基づく設備貸与事業及び設備資金貸付事業を着実に実施し、現行税制上の手当と同様の措置が図られるよう、法人税法施行令第5条（収益事業の範囲）の規定につき所要の改正が必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

・ 助成法改正により、同法第12条第1項に基づく「都道府県の事業計画作成の基準」で、県が指導していた経済産業大臣が定める設備資金貸付事業及び設備貸与事業業務方法の基準については、同法第14条第2号により同法施行規則において貸与機関が行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業の業務方法の作成の基準として必要な部分を定め直すこととなる。これにより、貸与機関が定める業務方法に関する規定の内容が継続され、それらの内容を引き続き都道府県が承認することになることから、従来と同じ整合性が保たれる。

・ 両事業は、資金調達力の乏しい小規模企業者等創業及び経営基盤の強化という政策的必要性の高いものを対象としているものであり、上記に拘わらず貸与機関の事業の実施方法（無利子の貸付け、低利の割賦販売・リース、対象者の制限、対象設備の制限等）は基本的に変更がない。

・ 設備資金貸付事業は無利子貸付であるため収益は発生せず、収益事業とされた場合、法人税の申告等に係る事務負担が必要となり、貸与機関の本来事業に少なからず支障が生じることになる。

また、設備貸与事業についても、低利で設備貸与を行うため、その事業を償う基準割賦損料率は、事業運営に必要な人件費、事務経費、事業資金借入金に係る利息は利率に含まれるが、貸与企業の信用格付基準や担保状況に応じた金利（信用コスト）は設定されており、設備貸与事業は収支相償を原則としており、営利を目的としたものではないことから、非課税措置は妥当である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	小規模企業者等設備導入資金助成法第1条及び第2条第4項に基づく措置 4 中小企業・地域経済産業政策 20 中小企業事業環境の整備 21 経営革新・創業促進
		政策の達成目標	小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進 (数値目標) 現状の需要低迷が回復するという前提に立って、 400億円/年、3,000件(者)/年
		税負担軽減措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	23年度から5年間で上記目標
		政策目標の達成状況	制度変更後の平成12年度から平成21年度までにおける貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の事業実績累計 約2,990億円、22,570件 (299億円/年、2,257件/年)
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	・本措置の適用事業者数 23年度2,400件、24年度2,550件、25年度2,700件 ・適用事業者の範囲の見込み 創業者並びに、従業員規模が20人以下の小規模企業者及び50人以下の中小企業企業者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	無利子の貸付けや低料率による設備貸与を提供することによって、係る小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進を図り、付加価値額の向上が期待される。(平成22年2月に実施した平成15年度採択者に対する約240者のサンプル調査では、付加価値額向上率が3年目に平均で約6割向上。) 非課税措置に因って、制度の目的である資金調達力が脆弱な小規模企業者等に対して、低料率での設備貸与を提供することができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-												
	要望の措置の妥当性	<p>・本事業の非課税(収益事業から除外)措置と同一の目的・対象条件の事業はない。 貸与機関の行う資金貸付事業は無利子貸付けで収益はない。 また、設備貸与事業は基準割賦損料率が年3%以内と定められており、損料の内容(構成)は人件費、借入金の支払利息、事務経費等であり、貸倒等に備えた信用コストは基準割賦損料料には含まれていない。これまで人件費等固定費の削減努力をし、貸倒等の事故に備えた貸倒引当金の積立てに留意しつつ事業運営を行ってきたところである。</p> <p>一方、銀行の貸出金利の構成は、信用格付基準(ランク付)に基づく信用コストを金利に組み込んでおり、融資企業の信用リスクに対応した金利体系となっていることを考慮すると、低料率で設備貸与を提供するための必要最小限の特例措置といえる。</p>												
これまでの特別措置の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>貸与事業における試算</p> <table border="1"> <tr><td>平成16年度</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>110百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>73百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>73百万円</td></tr> </table>	平成16年度	24百万円	平成17年度	70百万円	平成18年度	110百万円	平成19年度	85百万円	平成20年度	73百万円	平成21年度	73百万円
	平成16年度	24百万円												
	平成17年度	70百万円												
	平成18年度	110百万円												
平成19年度	85百万円													
平成20年度	73百万円													
平成21年度	73百万円													
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	利益相当額、貸倒引当金などの信用コスト、上記試算による税負担相当額を、基準割賦損料率の経費として織り込んでいないことから、低料率で設備貸与を提供。													
前回要望時の達成目標	小規模企業の経営革新及び新規創業の促進													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-													
これまでの要望経緯	<p>昭和41年度 創設(設備貸与事業 割賦制度) (法人税法施行令第5条 10)</p> <p>昭和61年度 拡充(設備貸与事業 リース制度) (法人税法施行令第5条 48)</p> <p>平成12年度 拡充(法律改正による制度見直しにより、設備資金貸付事業の非課税(収益事業からの除外)措置の創設(法人税法施行令第5条 3ヌ)) (設備貸与事業の非課税措置の継続)</p>													